

一般競争入札心得

1 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札書記載事項等

入札書には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 入札年月日
- (2) 頭書に「入札書」である旨記載
- (3) 入札金額
- (4) 入札件名（委託業務名）
- (5) あて名（岩手県知事 達増 拓也とする。）
- (6) 入札参加者住所・氏名（委任された者が入札を行う場合は、委任者住所氏名、受任者氏名、頭書に「代理人」と記載する。）

3 入札等

- (1) 入札参加者は、代理人に入札をさせるときは、その委任状を持参させなければならない。
- (2) 再度入札を行う場合の入札者は、当該入札について不参加の申し出を行う者を除き、最初の入札における入札者のみとする。

4 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 90 条（公序良俗違反）、第 93 条（心裡留保）、第 94 条（虚偽表示）又は第 95 条（錯誤）に該当する入札
- (2) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 記名押印をしていない入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一委託業務の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

5 落札者の決定

- (1) 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

この場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

6 再度入札に関する事項

- (1) 初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行うものとする。
- (2) 初度の入札を含む入札執行回数は 3 回とし、この限度内において落札者がいないときは入札を打ち切る。

7 入札の不参加

- (1) 入札参加資格確認の結果、資格を有すると認められた者は入札に参加しなければならない。ただし、やむを得ない事情により入札に参加できない場合はこの限りではない。
- (2) (1)ただし書の規定により入札に参加できない場合には、次のア又はイに掲げるところにより申し出て契約担当者の承諾を受けなければならない。
 - ア 入札執行前にあっては、入札不参加願（様式任意）に詳細な理由を明記して入札執行機関に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達したものに限る。）すること。
 - イ 入札執行中にあっては、入札不参加願又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する職員に直接提出すること。
- (3) (2)の規定により入札執行機関の承諾を受けて入札に参加しなかった者は、これを理由として以後の入札等について不利益な取扱いを受けることはない。

8 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (4) 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

9 契約締結の留意事項

- (1) 落札者の決定後、委託契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が入札説明書 14 に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。
- (2) 契約にあっては、委託業務の全部を一括して若しくは設計図書において指定した主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。